

本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に「国際観光旅客税法（平成三十年法律第二号）」を加える。

第九条を次のように改める。

（国際観光旅客税法の特例）

第九条 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。

2 前項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

（関税法の一部改正）

第七条 關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「とあるのは「關稅」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「」を「の第三十五条第二項第一号（申告納稅方式による國稅等の納付）」とあるのは「關稅の」に改める。

第一百五条の二の表第七十四条の九第一項の項中「行うもの」の下に「又は國際觀光旅客稅について行うもの」を加え、同表第七十四条の十一第一項の項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同表第七十四条の十一第六項の項中「源泉徵収による所得稅」を「源泉徵収等による國稅」に改める。

（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八条 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙稅法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に「、國際觀光旅客稅法（平成三十年法律第一号）」を加える。

第三条第一項中「印紙税法」の下に「国際観光旅客税法」を加え、同条に次の二項を加える。

3　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項（国際観光旅客税法の特例）の規定は、第一項において準用する同条第一項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号（定義）に規定する国際旅客運送事業を営む者について準用する。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一第九十条の十五）」を  
「第三節の四 自  
第三節の五 国

自動車重量税法の特例（第九十条の十一第九十条の十五）

に改める。

」

國際観光旅客税法の特例（第九十条の十六）

第一条中「自動車重量税、」の下に「国際観光旅客税、」を加え、「印紙税法」を「国際観光旅客税法

（平成二十年法律第 号）、印紙税法」に改める。

第六章第三節の四の次に次の二節を加える。

### 第三節の五 國際觀光旅客稅法の特例

第九十条の十六 本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下この項において「大使等」という。）の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、國際觀光旅客稅を免除する。ただし、外国に派遣された本邦の大使等のその外国からの出国について國際觀光旅客稅に類似する租稅の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

2 國賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるもの（以下この項において「國賓等」という。）の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより締結された運送契約によるものについては、國際觀光旅客稅を免除する。ただし、外国に入国した本邦の國賓等に相当する者のその外国からの出国について國際觀光旅客稅に類似する租稅の免除に制限を付する国の國賓等については、相互条件による。

3 前二項の運送契約を締結した國際觀光旅客稅法第二条第一項第四号に規定する國際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前二項に規定する政令で定めるところにより締結

されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

第九十七条の二第二十四項の表第四十三条第一項の項を次のように改める。

第四十三条第一項	又は国際観光旅客税法	若しくは国際観光旅客税法
国際観光旅客税に	国際観光旅客税又は特別還付金に	

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第一項第一号の項中「更正又は決定による」を「申告納稅方式による国税等の」に改める。

(国税徵收法の一部改正)

第十条 国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「源泉徵收」を「源泉徵收等」に改め、同条第九号中「(納稅の猶予)」の下に「の通知等」を加え、同条第十号イ中「期限後申告等による」を「申告納稅方式による国税等の」に、「期限内申告書」を「期限内申告)」に改め、同号ニ中「(過少申告加算税等の納付)」を削り、同条第十三号中「開始」を「開始等」に改める。

第十五条第一項第三号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第四号中

「申告書の提出期限前の決定等」を「更正及び決定の特則」に改め、同項第五号の二中「第二号及び第五号（源泉徴収による国税等）」を「から第四号まで及び第六号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）」に改め、同項第六号中「（繰上請求）」を削り、同項第七号中「、第三号及び第五号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同項第十一号中「第二次納税義務者に対する納付通知」を「第二次納税義務の通則」に、「保証人に対する納付通知」を「担保の処分」に改める。

第一百五十九条第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十一条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「源泉徴収による」を「源泉徴収等による」に、「(ト)の」を「及び国際観光旅客税法（平成三十年法律第二号）第二条第一項第七号（定義）に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税（これらの）に改め、同条第五号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第六号ハ(2)中「、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）」を「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災

害による損失金の繰越し) 又は第八十一条の九第二項(連結欠損金の繰越し)」に改め、同条第八号中「(納税の猶予)の下に「の通知等」を加え、同号イ中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同号ニ中「(過少申告加算税等の納付)」を削る。

第十五条第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第二項中「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

#### 十一 國際觀光旅客税 本邦からの出国の時

第十五条第三項第一号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十二条」の下に「(書式表示による申告及び納付の特例)」を加え、「申告納税方式による印紙税」を「預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 國際觀光旅客税法第十八条第一項(國際觀光旅客等による納付)の規定により納付すべき國際觀光

第三十三条第二項中「又は電源開発促進税」を「電源開発促進税又は国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税」に、「国税又は源泉徴収」を「国税又は源泉徴収等」に改め、同項第一号中「の特例」を削り、同項第二号中「提出先の特例」を「提出先等」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第三項中「徴収すべき消費税等」の下に「又は国際観光旅客税法第十七条第一項（国外事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税に係る不納付加算税若しくは第六十八条第三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改める。

第三十六条第一項中「以下」を削り、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第三十八条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第四十三条第一項ただし書中「課する消費税等」の下に「又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべきものを除き、その滞納処分

費を含む。）」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、同条第二項中「又は電源開発促進税」を「電源開発促進税又は国際観光旅客税法第十六条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税」に改め、同項第一号中「の特例」を削る。

第四十五条の見出し中「国税局長又は税関長」を「税関長又は国税局長」に改め、同条中「税関長による徴収」を「国税の徴収の所轄庁」に、「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「又は第四十三条第三項（徴収の引継ぎ）」若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合」を削り、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、「除く」の下に「以下この項において同じ」を、「ついては」の下に「同章中」を加え、「それぞれ「税関長」若しくは「税關」又は「国税局長」」若しくは「国税局」を「「税関長」又は「税閥」と、第三十六条第一項（納税の告知）中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたもの」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第四十三条第三項又は前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十四条の二（口座振替納付に係る通知等）、第三十六条、第三十八条第三項、第三十九条及びこ

の節を除く。) の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「第四項」の下に「(国税の徴収の所轄庁)」を加え、「国税の徴収の所轄庁」を「更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同項第一号中「源泉徴収による国税に」を「源泉徴収等による国税に」に改め、同号イ中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に、「納付)」を「納付等)」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に改め、「また」を削り、同条第三項第三号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十条第一項第二号中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第五号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第二項中「納付)」を「納付等)」に改める。

第六十一条第三項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十七条第一項中「源泉徴収による国税が」を「源泉徴収等による国税が」に改め、「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、「第三十六条第一項第二号(源泉徴収による国税の)」を「納税の告知(第三十六条第一項)」に改め、「による納税の告知」の下に「(同項第二号に係るものに限る。)」をいう。次

項において同じ。)」を加え、同条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、「第三十六条第一項第二号の規定による」を削り、同条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十八条第三項中「税務署長」の下に「又は税関長」を加える。

第七十三条第一項第一号中「更正又は決定による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第五号中「交付要求」を「交付要求の手続」に改め、同条第三項第四号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第七十四条の五中「石油石炭税」の下に「国際観光旅客税」を加え、同条第一号イ中「諮問」の下に「及び官公署等への協力要請」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

## 五 國際観光旅客税に関する調査 次に掲げる行為

イ 次に掲げる者に對して質問し、その者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

(1) 國際観光旅客税法の規定による國際観光旅客税の納稅義務がある者又は納稅義務があると認め

られる者

(2) 國際觀光旅客稅法第十六条第一項（國內事業者による特別徵收等）又は第十七条第一項（国外事業者による特別徵收等）の規定により國際觀光旅客稅を徵收して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者

口 イ(2)に掲げる者の委託を受けて運賃の領収を行う者その他自己の事業に関する者と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

第七十四条の九第一項中「行うもの」の下に「又は國際觀光旅客稅について行うもの」を加え、同条第三項第一号中「並びに第五号イ」を「、第五号イ並びに第六号イ」に改める。

第七十四条の十一第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六項中「源泉徵收による所得稅」を「源泉徵收等による國稅」に改める。

第七十四条の十二第六項中「消費稅等」の下に「又は國際觀光旅客稅」を加える。

第八十五条第一項中「又は電源開發促進稅」を「、電源開發促進稅又は國際觀光旅客稅（國際觀光旅客

税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべきものを除く。次条第一項において同じ。」に、「又は国税局長」を「国税局長又は税関長」に、「税務署長等の処分についての再調査の請求」を「国税に関する処分についての不服申立て」に改め、同条第二項中「又は国税局」を「国税局又は税関」に改める。

第八十六条第一項中「又は電源開発促進税」を「電源開発促進税又は国際観光旅客税」に改める。

第九十条第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第一百七条第二項中「係る消費税等」の下に「又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべきものを除く。）」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、「また」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第十三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「国際運送貨物」を「税関手続又は国際運送貨物」に改め、「税関手続その他の」を削る。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律及び会社更生法の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「石油石炭税」の下に「特別徴収に係る国際観光旅客税」を加える。

一 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第七十六条及び第二百四十

## 二条

二 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百二十九条

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第十五条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「自動車重量税、」の下に「国際観光旅客税、」を加え、「印紙税法」を「国際

観光旅客税法（平成二十年法律第 号）、印紙税法】に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十六条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表国税通則法の項中「所得税（この）を「及び」に、「所得税及び復興特別所得税（これらの）を「及び復興特別所得税並びに」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第十七条 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号を次のように改める。

四 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収を行うこと。